

改正

現

行

第一条 略

第一条 略

第二条 前条に規定する保護者等から徴収する額は、次の表のとおりとする。

第二条 前条に規定する保護者等から徴収する額は、次の表のとおりとする。

区	中学校	全日制課程	千五百十円
		定時制課程	八百円
分	高等学校	通信制課程	二百十円
		幼稚部	二百二十円
特殊教育学校	小学部及び中学部	共済掛金の額の十分の五の額	千五百十円
	高等部	共済掛金の額の十分の五の額	千五百十円
徴収する額			

区	中学校	全日制課程	千二百六十円
		定時制課程	五百八十円
分	高等学校	通信制課程	二百十円
		幼稚部	二百円
特殊教育学校	小学部及び中学部	共済掛金の額の十分の五の額	千二百六十円
	高等部	共済掛金の額の十分の五の額	千二百六十円
徴収する額			